

経営診断受診促進事業助成金交付要綱

一般社団法人 山口県トラック協会

平成29年3月24日制定

平成31年3月22日改定

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人山口県トラック協会（以下「協会」という。）が行う、総合的な経営診断の受診を促進するための助成金（以下「助成金」という。）交付に関して、必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

(助成対象)

第2条 助成対象は、協会会員の中小トラック運送事業者（以下「事業者」という。）であって、中小企業経営診断士等が実施する経営診断を受診した事業者とする。

(助成対象経費)

第3条 助成対象経費は、経営診断の受診に係る直接費用とする。但し、診断士の交通費等は除く。

(助成金の交付額)

第4条 経営診断の助成金交付額は、1事業者あたり10万円を上限とし、診断の受診に係る直接費用が、10万円未満の場合はその金額とする。
2 消費税は除くものとする。

(助成対象事業者数)

第5条 助成対象事業者数は予算の範囲内とする。

(実施期間)

第6条 実施期間は、協会の毎会計年度の4月1日から2月末日までとする。但し、予算額に達した場合は、その時点までとする。

(診断士等の斡旋の申し込み)

第7条 事業者が、経営診断を委託する中小企業診断士、会計事務所等の専属委託先がなく、協会へ斡旋を希望する場合は、別紙様式「経営診断士等斡旋

申込書」を協会へ提出しなければならない。

(診断士等の斡旋)

第8条 協会は、前条に基づき申込書の提出があったときは、速やかに一般社団法人山口県中小企業診断士協会へ斡旋を依頼する。

(助成金交付申請)

第9条 助成金の交付を受けようとする事業者は、経営診断受診完了後、別紙様式「経営診断受診促進助成金交付申請書（助成金交付請求書）」（以下「申請書」という。）を、協会に提出しなければならない。

2 前項に定める申請書には、診断費用支払に係る請求書の写し及び領収証の写し（振込明細書の写しでも可）並びに経営診断書の写しを添付すること。

(助成金の交付)

第10条 協会は、前条に基づき申請書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、条件に適合すると認めたときは、事業者に対して、助成金を交付する。

(助成金の返還)

第11条 協会は、次の各号のいずれかに該当するときは、交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

(1) この要綱その他協会が定める事項に違反したとき

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、協会が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(その他必要な事項)

第12条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、協会が別にこれを定める。

(附則) (平成29年3月24日)

第1条 本要綱は、平成29年4月1日より施行する。

(附則) (平成31年3月22日)

第2条 本要綱は、平成31年4月1日より施行する。